

『研究教育活動報告』

はめ込み，それを上映したのである。勉学の面でも，またゼミテンの協力関係，ゼミのまとまりという面でも，意義深いものがあった。

④

## 米山耕二（専任講師・刑事訴訟法）

### I 従来の研究成果

法制度のあり方には歴史が深くかかわっているが、とりわけ刑事訴訟法制は、歴史の歩みと切り離して、これを理解し位置づけることはできない。刑事訴訟はすぐれて歴史的な制度であり、そこには歴史の貴重な教訓が息づいている、ということができる。このような視点から、刑事司法の歴史的考察を主たる研究課題としてきた。そこでは、まず、わが法制に多大の影響を与えたドイツの法制に目を向けることが有益である。拷問と自白に特質づけられる、かの糺問手続の下での荒廃した不幸な刑事司法から啓蒙期における近代的な司法への変革の流れの中で、いかなる生みの苦しみがあったのか。それを明らかにすることから、研究の指針の核となるべきものをつかみたい、と考えている。その作業は、糺問手続の姿を考察した（「カロリナの刑事手続——近代的刑事司法の礎——」法学研究9 一橋大学研究年報（1975））後、微力のため、いまだ果たせないでいる。この歴史的考察と並び（本来的には、その考察を踏まえてのものであるが）、事実認定に光をあて、その分析をしたい、と考えている。

### III 教育活動

刑事訴訟法の講義においては、刑事手続上の諸問題を取り上げながら、受講生とともに、法というものの考え方を論じ深めていく、ということを目指しているが、なかなか思いどおりにはいかない。また、議論の深さとの関連で難しい点が多いが、もう少し進みを早くしたい、とも考えている。ゼミナールでは、ゼミテンの主体性を尊重するように心がけている。ただ、それがマイナスに働くと、気楽なゼミに堕してしまうおそれがあり、私自身もゼミテンも、ともに注意しなくてはならない。なお、昨年、三年生がゼミナールとして一橋祭に初参加した。テレビの刑事ドラマをビデオにとり、その中から行き過ぎた捜査の場面を取りあげて、問題点を指摘し、ゼミテンみずから適正な捜査のあり方を演じた。さきのビデオにその映像を

の債権法改訂委員会の改訂作業の資料を入手することができた。その検討成果の一部は前記したが、なお、改訂の内容自体の本格的検討。

### Ⅲ 教育活動

- ・学部の講義は、61年度、62年度とも「民法総論」と「債権総論」、とくに「民法総論」については、受講者が62年度約650人となると、これは明らかに異常。出席しなくても単位がとれるカモになっているのでは、と反省中。

- ・ゼミナールは、例年15人前後を採用。3年生には、財産法の具体的な設例について報告、討論させている。その主報告者も当日指名するので、原則として全員事前の準備を要求される。一週間後に主報告者に報告書を提出させて、チェックする。

4年生には、そのほか学術論文の紹介などをも加える。後半は、卒論の中間報告と指導。

- ・大学院は、民事法教官の集団指導である「民事法総合問題」と、単独での「財産法特殊問題」。後者は、西ドイツの目ぼしい論文や立法資料の輪読。

### Ⅳ 学外での研究・教育関連活動

- ・ドイツ民法に関心をもつ諸大学の中堅、若手研究者による「ドイツ民法研究会」を主宰し、事務局をも引き受ける。西ドイツ連邦裁判所の目ぼしい判決の検討。請われれば、このような研究のための場づくりの世話も必要か。
- ・川島武宜先生主宰の「土地の有効利用」研究会に参加。諸関係余業で土地所有者との間で使用されている契約書等を批判的に検討し、あるべき契約像を打ち出そうとするもの。
- ・弁護士、裁判官等を主な購読者とするある法律雑誌の編集委員会に参加。その作業を通じて、もっぱら理論と裁判実務の架橋に役立つことを念じている。

度の前半と一緒に本を読み、後半は各自の勉強の成果の発表と討論を恒例としている。この一、二年に読んだ本にたとえば、G. ケナン「アメリカ外交五十年」、G. アリソン「決定の本質」、C. アルジャー「地域の国際化」などがある。

前期では特殊講義を受け持っている。1986年度は「戦争と平和の諸問題」をテーマとし、87年度は福沢諭吉、中江兆民、陸奥宗光などを一緒に読みながら日本人の国際観について考えた。

大学院の講義では、最近二年間は、国家と国際秩序の問題に関連するいろいろな角度からのテキストを読んでいる。

## 好美清光（教授・民法）

### I 従来の研究成果

- ・「騙取金銭による弁済について——不当利得類型論の視点から——」一橋論叢 95 巻 1 号（昭和 61 年 1 月）
- ・「消費者取引における約款の適正化」手形研究 382 号（昭和 61 年 5 月）
- ・「不当利得の類型論」についての私法学会での報告と討論、私法 48 号（昭和 61 年 8 月）
- ・E. v. ヒッペル「消費者の保護——各国の事例にみる現状と対策」（東洋経済新報社）（昭和 61 年 9 月）（円谷峻氏と共訳）
- ・「日照権」ジュリスト 900 号（昭和 63 年 1 月）
- ・「西ドイツの債権法改訂委員会の作業について——その一、委員会の構成・活動等」一橋論叢 99 巻 3 号（昭和 63 年 3 月）

### II 今後の研究計画

- ・とりあえずは、「事務管理、不当利得」の体系書の完成。
- ・昭和 62 年夏の在外研究の際、西ドイツで現在進行中の連邦司法省

## 『研究教育活動報告』

1987 年度は、小平で刑法各論、国立で刑事学第二を担当。大学院では、刑事法殊問題第一を担当し、John Monahan & Laurens Walker, Social Science in Law により刑事法における社会科学的方法の有効性について議論した。演習においては、3 年生は『刑法判例百選 I』により刑法総論を学習し、4 年生は前半刑法総論についての問題演習、後半卒業論文のテーマについての個別報告を扱った。88 年度は、刑法総論、刑事学第一（学部）、刑事法特殊問題第二（大学院）を担当予定。

## 山本 満（教授・国際関係論）

### I 従来の研究成果

#### 1. 最近数年間に発表した論文等

- ◆「冷たい平和のジレンマ」（中央公論，1985 年 4 月号）
- ◆「戦後七十年」（永井陽之助編「二十世紀の遺産」所収，文芸春秋刊，1985 年）
- ◆「転換期アメリカの通商外交」（細谷千博編「アメリカ外交」所収，日本国際問題研究所刊，1986 年）
- ◆「〈外圧—反応〉の循環を超えて」（細谷千博・有賀 貞編「国際環境の変容と日米関係」所収，東大出版会刊，1987 年）
- ◆「南北問題の新次元」= 近刊予定（講座 政治学第五巻「国際関係」所収，三嶺書房刊予定）

#### 2. 学会報告

「アメリカ経済外交における多角主義と単独主義」，国際政治学会，1987 年 5 月

### III 教育活動

後期の担当科目「国際関係論第二」（1986，87 年度とも）では、南北問題を中心に国際関係の政治経済学的考察をおこなった。後期ゼミでは、年

村井敏邦 (教授・刑事法)

I 従来の研究成果

- 1985・3-87・3 英米の刑罰改革，少年法制の現状研究のために留学。  
86・6 アメリカ法社会学会シカゴ大会にて報告。  
‘Current Problems of Juvenile Delinquency in Japan’  
(Hitotsubashi Journal of Law and Politics vol. 16  
に掲載)  
(87・6 同学会ワシントン大会にては，‘The Brief Sketch of  
the Role of Prosecutor in Juvenile Justice—a com-  
parative study of the United States, Britain and  
Japan’)  
86・10 デイヴィッド・マッツァ著・漂流する少年—現代の少年  
非行論[共訳] (成文堂)  
87・8 「刑事手続と最高裁判所」法律時報 59・9  
11 「カリフォルニア最高裁判所首席判事の再任拒否と死  
刑問題」一橋論叢 98・5

II 今後の研究計画

- a. 刑罰論の基礎研究の一つとして，アメリカ刑罰改革史を研究してお  
り，その一部『刑罰改革の光と陰—第一部 アメリカ独立前後の刑罰  
改革論』を本誌に掲載する。その第二部としては，カリフォルニアに  
おける不定期刑から定期刑への動きとその影響について論じる予定で  
ある。  
b. 少年法制の研究については，数人の若手研究者とともに，比較法研  
究を行なう。また，ケント大学カンタベリー校社会科学部ソーシャル  
・ワーク科講師ピーター・エリー氏との共同研究の話が進んでいる。  
今秋，同氏を本学に招聘する予定である。

III 教育活動

動化に関する基礎研究（昭 61 NIRA）、新版行政法(1)(2)(3)（編著 昭 61 有斐閣）、条解行政事件訴訟法（編著 昭 62 弘文堂）、国・公有地信託の理論と実務（昭 62 第一法規）、行政裁判制度（昭 62 複製版 有斐閣）、都市再開発における共同化問題と信託及び空間開発権に関する研究（共著 昭 62 NIRA）、現代行政法（共著 改訂中）

「行政不服審査の改善へ向けて」（一橋論叢 94 巻 5 号）、「国民の権利実現と行政活動原理の変遷」（ジュリ 859 号）、「国公有地における土地信託」（土地有効活用と活用事例集所収）、「東南アジア諸国との行政交流の推進について」（行政管理研究 34 号）、「国公有地信託の導入」（ジュリ 865 号）、「リース取引と税金」（リース取引法講座上所収）、「都市再開発における空間開発権について」（月刊 NIRA 62 年 11 月号）、「財産分与としての不動産譲渡と譲渡所得税」（家事執務資料集中巻の 2）、「届出の効果」・「公務員の退職願の撤回」（行政判例百選Ⅱ）

## Ⅱ 今後の研究計画

人間・自然・歴史・都市その他の環境保全のため、関連諸科学の助力を得て、その最も適切な行政手法の創造に努めたい。

## Ⅲ 教育活動

行政法第一（総論）・行政法第 2（各論）担当。行政法ゼミ（行政判例研究 3・4 年）、大学院（行政手続法の研究）担当。放送大学客員教授、学習院大学講師（昭 61 年度まで）、成城大学大学院講師。自治大学校・税務大学校・国家公務員研修所講師。

## Ⅳ その他の活動

土地法学会報告「国公有地信託の理論」、種谷春洋教授追悼講演「我が心の友 種谷さん」、日本公法学会会員租税法学会理事、日本財政法学会理事、国際租税学会（IFA）会員、行政管理研究センター理事、国税不服審判所顧問、土地信託委員会委員、現代財産法研究会委員、リース取引法研究会委員、国家公務員第 1 種専門試験委員。

論の自由か」(清水英夫氏等との共訳, 日本評論社, 昭和53年), オーガスト・ベックウエイ著「情報犯罪—コンピューター社会のパルネラビリティ」(堀田牧太郎氏との共訳編, 啓学出版, 昭和61年)

4. 共同研究——新聞編集関係法制研究会「法と新聞」(日本新聞協会, 昭和47年), 伊藤正己編「放送制度—その現状と展望①」(日本放送出版会, 昭和51年), 伊藤正己編「放送制度—その現状と展望②」(日本放送出版協会, 昭和52年), 伊藤正己編「放送制度—その現状と展望③」(日本放送出版協会, 昭和53年), 清水英夫編「情報公開と知る権利」(三省堂, 昭和55年), Pnina Lahav (ed.), *Press Law in Modern Democracies: A Comparative Study* (Longman, 1985), 芦部信喜編「ニューメディア時代の放送制度像」(日本放送出版協会, 昭和61年), 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「民間部門における個人情報の保護(調査編)」(大蔵省印刷局, 昭和62年), 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「民間部門における個人情報の保護(資料編)」(大蔵省印刷局, 昭和62年)

## 5. 論文——省略

- II 今後の研究計画——従来の研究テーマをさらに発展させる。
- III 教育活動 講義では, 英米の公法と私法を隔年で講じている。ゼミでは, 人権論が中心になっている。
- IV その他の活動 学会の理事(法とコンピュータ学会では理事長)等を務めている。また, 国や地方公共団体の研究会・審議会等で理論の実践化に取り組んでいる。

## 南 博方 (教授・行政法)

### I 従来の研究成果

国家と法Ⅱ—行政法(昭61 放送大学教材), 信託方式による土地の流

と結びつけながら、応用的に考察したつもりである。

## II 今後の研究計画

過失犯一般と不作為犯とにおける「行為支配」のあり方を検討して、「行為支配論」の理論的基礎を固めることと、正犯・共犯論についてのわが国の議論を総括してその成果と限界を「行為支配論」と対決させること、さらには、具体的な諸論点をわが国における解釈論として展開していくこと、などを考えている。また、トピカルな問題にも目を向ける態度を心がけたい。

## 堀部政男（教授・英米法）

### I 従来の研究成果

1. 著書——「アクセス権」（東京大学出版会，昭和52年），「アクセス権とは何か」（岩波書店，昭和53年），「現代のプライバシー」（岩波書店，昭和55年），「情報公開制度Ⅰ」（東京都議会議会局，昭和57年），「情報化時代と法（NHK市民大学テキスト）」（日本放送出版協会，昭和58年），「情報公開制度Ⅱ」（東京都議会議会局，昭和58年）
2. 編著書——「英米法〔邦語〕文献目録」（田中英夫氏との共編，東京大学出版会，昭和41年），「現代のマスコミ」（伊藤正己氏等との共編，有斐閣，昭和51年），「英米法研究文献目録」（田中英夫氏との共編，東京大学出版会，昭和52年），「英米判例百選Ⅰ公法」（伊藤正己氏等との共編，有斐閣，昭和53年），「現代イギリス法（内田力蔵先生古稀記念）」（下山英二氏との共編，成文堂，昭和54年），「マスコミ判例百選（第二版）」（伊藤正己氏との共編，有斐閣，昭和60年），「自治体情報政策・情報システム」全五巻（兼子仁氏等との共編，労働旬報社，昭和60／61年）
3. 翻訳書——ジェローム・A・パロン著「アクセス権—誰のための言

サントリー文化財団「戦後日本の外交指導」昭和 61—3 年度，研究代表者・神戸大学教授 五百旗頭真氏

## 橋本正博（専任講師・刑事法）

### I 従来の研究成果

学部時代からの関心の延長線上で，正犯を正犯たらしめている根拠を明らかにしたいと考えて，ドイツ刑法学では正犯性の基準として通説化している「行為支配論」についての認識を深めるように努めてきた。間接正犯や共同正犯が正犯とされる基礎を確立すれば，おのずとその限界や内容の点で，解釈論上の問題に新たな展望が開けるものと思う。研究者となつて間がないので，それほど成果が上がっているとも思われないが，次のような論文を書いた。

1. 「行為支配論」の構造と展開（法学研究 18 一橋大学研究年報（予定）1988）
2. 過失共同正犯の理論的基礎——「行為支配」と過失共働——（一橋論叢第 98 巻第 5 号，1987・11）
3. 共謀共同正犯と行為支配論——団藤説を中心に——（一橋研究第 11 巻第 1 号，1986・4）

1 は大学院時代の研究の一応の総決算となるべく，ドイツにおける「行為支配論」の考え方の基本になっているものを代表的学説と判例との相互関係から説明しようとした，包括的内容をもつ。「行為支配論」が，主観的契機と客観的契機とを統一的に考慮するものであること，「支配」する対象が構成要件に該当する事実であること，その「支配」が客観的に存在することをもって正犯概念を確定すること，これらが主要な眼目である。

2，3 は，それぞれ過失共同犯，共謀共同正犯に関連して，「行為支配論」の観点から論じたものであり，1 で得た認識を，わが国における議論

## 『研究教育活動報告』

田敦氏との共訳

H・チューニ「世界政治経済における都市」武者小路公秀・臼井久  
和編『転換期世界の理論的枠組み（Ⅱ）』有信堂，1987年，清水さゆ  
り氏との共訳

## Ⅱ 今後の研究計画

政治と経済の相互作用に関連して，内政と外交とのリンケージおよび国際秩序の形成・変容過程に関する理論的考察を，事例研究と併行して行ってゆきたいと考えている。

## Ⅲ 教育活動

学部専門科目（国際関係論第1）および小平分校での前期課程特殊講義では，国際関係論の基本的視座として国際政治経済問題を取り上げるとともに，アメリカの国内政治過程が国際体制の変容にどのようなインパクトを及ぼすのかを論じてきた。その際には，小平での講義を，後期課程への入門という形で行うよう留意した。

ゼミナールでも同様に，国際政治経済の理論的枠組とアメリカの外交・通商政策決定過程を二本柱に指導を行った。卒論については，各自の自主性を重んじてテーマ設定を指導するとともに，400字詰原稿用紙200枚以上を目標に執筆させている。当初は学生も苦しんだようだが，ほぼ全員が目標を突破するようになった。この方針は今後とも堅持するつもりである。

大学院の講義では特にアメリカの通商政策決定過程を主題に，Robert Baldwin や I. M. Destler の著作を読んだ。ゼミは各自の研究テーマの発表を中心に運営した。なお院生には学部ゼミの指導もお願いしている。

## Ⅳ 研究助成金プロジェクト（個人および共同研究）

文部省科学研究費（一般研究C）「国際鉄鋼貿易体制の変容に関する政治経済的考察」昭和62年度，個人研究

同上（総合研究A）「現代の日米関係と国内政治，経済，社会・文化的要因」昭和62—4年度，研究代表者・国際大学教授 細谷千博氏

## II 今後の研究計画

62年7月から滞在中の Harvard Law School においては、Law and Economics, Business Planning 等の研究に重点をおきたい。また、UCLA の Mark Ramseyer 助教授との共同研究を継続し、いくつかのテーマにつき英文および日本語で論文を発表したい。さらに、この海外研修期間中に、国際租税法の研究を幅広く行いたい。

いずれにせよ、(p 2) 興味が広がる一方で、一向にまとまらない研究の方向づけだけでも得るべく、怠惰な性格をなだめつつ、能力不足と妥協しつつ、健康に留学生活をおくりたいというのが、目下のささやかな希望である。

## III 教育活動

60年4月から講義を開始し、租税法第一（国内租税法・財政学や、Law and Economics をふまえて、租税制度を検討）と、租税法第二（国際租税法・国際取引にからむ租税問題を検討）を交互に講じている。ゼミは、各自の興味に応じたトピックの検討という形で行っているが、税務大学校研究科の聴講生の方々の参加を得ているので、租税行政の生の姿をお聞きできることは幸運である。

## 野林 健（教授・国際関係論）

### I 従来の研究成果

#### (1) 著書・論文・翻訳

『保護貿易の政治力学——アメリカ鉄鋼業の事例研究』勁草書房、1987年

「貿易レジームの変容力学」細谷千博・有賀貞編『国際環境の変容と日米関係』東京大学出版会、1987年、所収

S・クラスナー、D・オキモト「日本の通商姿勢の変容」同上、山

- ⑧ 「ドイツにおける国際的二重課税排除措置」(日税研論集に掲載予定。約 50 頁。)

b) フランス租税法

- ① 「フランス企業課税における課税所得算定の法的構造(1)」  
(60 年 7 月。一橋大学研究年報法学研究 15 号 115-190 頁。)
- ② 「フランスにおける中小企業課税」(60 年 10 月。租税法研究 13 号 118-143 頁。)
- ③ 「フランスにおける中小企業課税」(日税研論集 3 号 167-265 頁。)②の続編。

c) Law and Economics 的論文

- ① 「借入金利子と資産の取得費」(61 年 12 月。ジュリスト 873 号 68-54 頁。Mark Ramseyer UCLA 助教授と共同執筆。)
- ② 「所得税における借入金利子の取扱いに関する比較法的研究」  
(62 年 7 月。一橋大学研究年報法学研究 17 号 1-96 頁。Mark Ramseyer UCLA 助教授と共同執筆。)
- ③ 「Tax transition と水平的公平」(62 年 12 月。ジュリスト 898 号 101-105 頁。)

d) 租税制度

- ① 「相続税の理論的問題点——研究ノート」(61 年。税経研究所研究紀要 3 号 19-31 頁。)
- ② 書評, David F. Bradford: Untangling the Income Tax. (62 年 6 月。国家学会雑誌 100 巻 5・6 号 556-559 頁。)
- ③ 「課税単位(二分二乗等)のあり方」(60 年 3 月。税経通信 40 巻 3 号 147-152 頁。)
- ④ 「会社区分立法と租税法」(60 年 4 月。税経通信 40 巻 4 号 28-32 頁。)

e) その他

判例評釈 8 編その他がある。

②日独共同シンポジウム「西洋法の日本化」(1988-7, テュービンゲン大学) 参加予定, ③国際倒産法研究会(代表・竹下)の研究成果を金融法学会(1988-10)で発表の予定

Ⅲ 教育活動 ①1986年: 学部・民訴法第一, 民訴法ゼミ, 大学院・民訴法特殊問題第一, ②1987年: 前期ゼミ, 学部・民訴法第二, 民訴法ゼミ, 大学院・民事法総合問題

## 中里 実 (専任講師・租税法)

### Ⅰ 従来の研究成果

昭和59年11月の講師昇任後に執筆・発表した論文等は、以下のよう  
に分類できる。

#### a) 国際租税法

- ① 「国際租税法上の諸問題」(61年4月, 総合研究開発機構編『企業の多国籍化と法Ⅰ: 多国籍企業の法と政策』所収87-271頁, 三省堂刊)
- ② 「国際租税法法令集」(61年, 442頁, 総合研究開発機構刊)  
①に引用した諸外国の法令をまとめたもの。
- ③ 「日米租税摩擦と対抗立法」(61年4月, 月刊NIRA 8巻4号11-14頁, ①を要約・補充したもの。
- ④ 「日米租税条約における特許権使用料の源泉地」(60年10月, ジュリスト845号102-106頁)
- ⑤ 「アメリカにおける租税調査権の概観」(60年11月, 一橋論叢94巻5号608-623頁, )
- ⑥ 「付加価値税と国際取引」(62年1月, 税研10号3-10頁, )
- ⑦ 「フランスにおける国際的二重課税排除措置」(日税研論集に掲載予定, 約60頁, )

書院, 1987-6)

(2) 論文 ①「判決の反射的効果についての覚え書」一橋論叢 95 巻 1 号, 1986-1)

②「争点効・判決理由中の判断の拘束力をめぐる判例の評価」(民商法雑誌創刊 50 周年記念論集 I [判例における法理論の展開] 民商 93 巻 (1), 1986-1)

③「簡易裁判所の再配置の必要性と民事司法」(ジュリ 871 号, 1986-10)

④「動産売買先取特権をめぐる最近の動向」(ジュリ 875 号, 1987-1)

⑤「短期貸借の取扱いをめぐる」(ジュリ 875 号, 1987-1)

⑥「消費者信用の発展と裁判制度」(民訴雑誌 33 号, 1987-2)

⑦「動産売買先取特権の実行手続」(現代法律実務の諸問題 (上) [日弁連研修叢書], 1987-6)

⑧「判例からみた国際裁判管轄」(NBL 386 号, 1987-10)

(3) 判例研究 ①最判昭和 60 年 7 月 19 日民集 39 巻 5 号 1326 頁 (判評 332 号 = 判時 1201 号, 1986-10), ②東京地判昭和 42 年 4 月 27 日判時 501 号 93 頁 (東大商判研究会・商事判例研究昭和 42 年度, 1987-4)

(4) 学会報告「消費者信用の発展と裁判制度」(シンポジウム・消費者信用と裁判制度) (第 56 回民事訴訟法学会大会・1986-5)

(5) 座談会 ①「最高裁判所」(法教 67 号, 1986-4), ②「民事執行実務の現状と将来の課題」(ジュリ 876 号, 1987-2), ③「法曹養成のあり方と司法試験」(ジュリ 892 号, 1987-9)

(6) その他 ①『別冊民事執行法』(浦野雄幸編, 1986-9) のうち, 181 条・182 条執筆, ②「《海外学会事情》1986 年ドイツ法系民事訴訟法担当者会議」(民訴雑誌 33 号, 1987-2), ③「国際倒産と債権管理」(債権管理 3 号, 1987-12)

II 今後の研究計画 ①『民事執行法』(筑摩書房・現代法学全集) 執筆, (20)

生古稀記念』有斐閣，1986年）

⑥「憲法解釈と憲法の基礎概念」（名古屋大学・法政論集 1986年3月）

⑦「最高裁判例の法源性をめぐる」（法律時報 1987年2月号）

⑧「日本国憲法の40年と『総決算政治』」（法律時報 1987年5月号）

⑨「国民代表概念における近代と現代」（韓国公法学会・公法研究 第15輯，1987年）以上論文

## （二）学会活動

日本公法学会理事，全国憲法研究会運営委員，日本財政法学会理事，日本地方自治学会理事をつとめる。全国憲法研究会については1987年10月より代表運営委員（総括責任者）となる。

## II 今後の研究計画

当面、『憲法Ⅱ統治の機構』（有斐閣法学叢書）と『基本的人権の歴史』を書き上げることを課題としている。

## III 教育活動

学部では、「憲法Ⅰ」，「憲法Ⅱ」，「比較憲法総論」およびゼミナールを，大学院では「憲法特殊問題」とゼミナールを担当している。なお，隔年で名古屋大学法学部と東京女子大学文理学部の非常勤講師もつとめる。

# 竹下守夫（教授・民事訴訟法）

## I 従来の研究成果

（1）著書・編書 ①『条解民事訴訟法』（松浦馨・新堂幸司と共著，弘文堂，1986-5）

②『民事執行法判例展望』（新堂幸司と共編，有斐閣，1987-2）

③『演習民事訴訟法』（小山昇・中野貞一郎・松浦馨と共編著，青林

- ②ゼミナール（３年）：E. Luard, The United Nations (1979)  
等を使用した。

（２） 1987 年度

学部：①国際機構論第一（通年）

- ②ゼミナール（２年）：O. J. Lissitzyn, International Law  
Today and Tomorrow (1965) を使用  
した。

- ③ゼミナール（３年）：M. アクハースト「現代国際法入門」  
E. Luard. The United Nations (1979)  
等を使用した。

- ④ゼミナール（４年）：卒業論文の報告及び執筆を指導した。

非常勤講師：東京女子大学にて「法学」（通年）を担当した。

## 杉原泰雄（教授・憲法）

ここ、２、３年の研究・教育活動は、以下のようである。

### I 従来の研究成果

#### (一) 研究活動

以下のような著書・論文を公表した。

- ①『国民主権の史的展開——人民主権との対抗のなかで——』（岩波書店、1985 年）
- ②『平和憲法』（岩波新書、1987 年）
- ③『憲法演習教室』（奥平康弘氏と共著、有斐閣、1987 年）
- ④『憲法Ⅰ 憲法総論』（有斐閣法学叢書、1987 年） 以上著書
- ⑤「国民主権と憲法制定権力 1—4」（法律時報 1985 年 5 月—8 月号）
- ⑥「日本国憲法と刑罰の謙抑主義」（『日本国憲法の理論・佐藤功先

第4号(1984年12月) 610-615頁.

② *Kokusaiho Kenkyu* (Studies in International Law). By Takeshi Minagawa. 1985. pp. 331, iii, 29 *The Japanese Annual of International Law* 289-295 (1986).

③ Review of Professor Takeshi Minagawa's *Kokusaiho Kenkyu* with Some General Observation on His Contribution to the Science of International Law, 15 *Hitotsubashi Journal of Law and Politics* 13-27 (1987).

④ 最上敏樹著『ユネスコの危機と世界秩序……非暴力革命としての国際機構……』, 1987年212頁, 『国際問題』1987年6月 No. 327, 71-73頁.

(4) 研究会における報告としては:

① 国際機構研究会 第75回研究会(1986年11月22日): 上記論文((2)①)の報告

② 東京大学国際法研究会 第119回研究会(1987年6月20日): 上記論文((1)①)

③ 国際フロンティア研究会 第85回研究会(1987年7月1日): 同上

(5) 国際法判例研究会(1984年発足)において, 国際司法裁判所の判決及び勧告的意見の厳密な翻訳という故皆川洗先生が精力を傾けられた仕事を, 継続している. 現在までに, ニカラグア事件(仮保全措置の要請, 訴訟参加, 管轄権, 本案), メイン湾事件を扱ってきている. 順次, その他の事件も翻訳していく予定である.

II 今後の研究計画は, 上記(1)の研究を完結させることを, 目標としている.

### III 教育活動

(1) 1986年度

学部: ①国際機構論第一(通年)

月)

### Ⅲ 教育活動

前期 特殊講義（国際制度） 冬学期

後期 国際公法第一 夏学期

ゼミナール（国際法）

大学院 国際法特殊講義（国際機構の一方的行為） 冬学期

ゼミナール（国際法）

佐藤哲夫（専任講師・国際法・国際組織法）

### Ⅰ 従来の研究成果

（１） 国際組織法の中で、国際組織を設立する文書（例えば、国連憲章）の解釈プロセス、特にその法創造的な側面の研究に重点を置いてきた。研究成果としては：

① 「国際組織設立文書の解釈プロセス（１）……法創造的解釈をめぐって……」一橋大学研究年報『法学研究』16（昭和61年4月）45-186頁。

② *Constituent Instruments of International Organizations and Their Interpretative Framework……Introduction to the Principal Doctrines and Bibliography……*, 14 *Hitotsubashi Journal of Law and Politics* 1-22 (1986).

（２） 国際組織の構造・機能・活動をめぐる様々な法的諸問題についても若干の研究を行った。研究成果としては：

① 「国際組織の存在意義……「国際組織」概念の理解と機能の態様を中心として……」『ジュリスト』(No. 875) 1987.1.1-15, 219-225頁。

（３） 書評等としては：

① Denys Simon, *L'interprétation judiciaire des traités d'organisations internationales*, 1981, XV+936 pp. 『国際法外交雑誌』第83巻  
(16)

の効力 東京高判昭和 60 年 9 月 25 日 判例時報 1172 号 141 頁」

金融・商事判例 752 号 35 頁

1987 年 7 月 「財産引受・営業譲渡契約の無効の主張と信義則によるその排斥 最判昭和 61 年 9 月 11 日 判例時報 1215 号 125 頁」

判例評論 341 号 44 頁(判例時報 1231 号 214 頁)

## II 今後の研究計画

経済法総論および独占禁止法の著書の完成

## III 教育活動

### (1) 担当科目

経済法第一(後期), 法学通論第二(前期), 企業法総合(大学院), 経済法基礎理論(大学院), 企業法および経済法(ゼミナール)

### (2) 講義テーマ

いずれも, 昭和 61 年度, 62 年度の前・後期および大学院講義要覧にゆずる。

## 桑原輝路 (教授・国際法)

### I 従来の研究成果

「公海における船舶の地位」(別冊法学教室 寺沢・内田編「国際法の基本問題」有斐閣 昭和 61 年 2 月)

「国際公域の観念」(研究ノート)(一橋論叢 97 巻 6 号 昭和 62 年 6 月)

「領域管轄権と排他的経済水域」(一橋論叢 98 巻 4 号 昭和 62 年 10 月)

「領域管轄権と排他的経済水域」(東大国際法研究会報告 昭和 61 年 12

喜多了祐先生退官記念論文集「商事法の現代的課題」（中央経済社）259 頁所収

1986 年 2 月 「国の援助と競争システム——ヨーロッパ共同体設立条約第九二条の構造と機能——」  
一橋論叢 95 巻 2 号（喜多了祐先生退官記念号）  
123 頁

1987 年 4 月 「経済法と経済秩序」  
一橋論叢 97 巻 4 号（特集 学問への招待）37 頁

## （2）判例研究

1988 年 2 月 「奥道後路線バス私的独占事件 高松高判昭和 61 年 4 月 8 日 判例タイムズ 629 号 179 頁」  
金融・商事判例 785 号 47 頁

## 2 企業法

### （1）論文

1986 年 12 月 「資本組入れ・利益準備金の積立基準等」  
（特集 商法・有限会社法改正試案の研究）  
金融・商事判例 755 号 169 頁

### （2）注釈

1987 年 12 月 新版注釈会社法第八巻 株式会社の計算（1）  
商法二八四条ノ二（資本），二八八条（利益準備金），二八八条ノ二（資本準備金），二八九条（法定準備金の使用）

### （3）解説

1987 年 12 月 「チッソ株主総会事件 昭和 45 年 11 月 28 日」  
ジュリスト 900 号記念特集号

### （4）判例研究

1986 年 11 月 「振出日白地の小切手による支払のための呈示

昭和 61—62 年中に公表した主要な著書・論文は以下のとおりである。

- ①堀口亘他と共著『手形・小切手法』（青林書院）昭和 61 年
- ②堀口亘他と共著『商法総則・商行為法』（青林書院）昭和 62 年
- ③大山俊彦他と共著『現代商法Ⅲ 手形・小切手法』（三省堂）昭和 62 年
- ④『金融商事判例体系手形・小切手』追録 9 号（大成出版）昭和 62 年
- ⑤「手形上の記載の効力と意味」（一橋論叢 95 巻 2 号）昭和 61 年
- ⑥「株券失効制度等」（金融・商事判例 755 号）昭和 61 年

## II 今後の研究計画

昭和 63 年以降数年間の主要な研究計画は、第一に、銀行取引法の基礎理論に依拠した、貸付取引に関する研究を数点の論文として公表することであり、第二に、手形抗弁論に関する包括的な著書を公刊することである。

## III 教育活動

昭和 61・62 年度は、学部の講義としては、商法第三手形小切手を担当。大学院の講義としては、昭和 61 年度は、有価証券法特殊問題を担当し、ドイツ有価証券法をテーマとした。昭和 62 年度は、企業法特殊問題第一を担当し、銀行取引法をテーマとした。

## 久保欣哉（教授・商法および経済法）

### I 従来の研究成果

#### 1 経済法

##### （1）論文

1985 年 12 月 「西ドイツ補助金行政と競争の自由——基本権による制御（ベルシュテットの論旨）を顧みる——」

(K. Kroeschell) などとともに担当し、『ヘルマン・コーンリッグにおけるゲルマニスティクの成立』の報告を行った。これは京都大学法学部の長友上山安敏教授の還暦記念論文集『ドイツ近代の意識と社会』（ミネルヴァ書房、61年）に講演原稿のまま掲載された。

次いで60年来邦したマインツ大学のハーダー (M. Harder) の講演集『ドイツ法律学の歴史的現在』（ミネルヴァ書房、63年）に、『Iura novit curia.』についての小論を寄稿した。これは未完の「Iura novit curia. の歴史的 성격」（仮題）の骨子をサマライズしたものであり、さきの本学英文ジャーナルの Law & Politics, vol. 13, 1985 の『“Iura novit curia.” und “Fundatam intentionem habere.”』（本稿の書評は法制史研究 36号参照）と関連をもつ論考である。

この法適用理論のドグマ形成史研究とコーリングに関する前掲の論考とをリンクさせること、普遍的一般的な意味と機能をもつ法文明（仮称）と特殊的固有な存在としての法文化（仮称）との法史上の交錯と受容・発展・反発といった問題への関心を深めつつあるのが現状である。

## II 今後の研究計画

## III 教育活動

学部での講義はヨーロッパ（大陸）法学発展史を中心とし講義し（62年度休講）、ゼミでは 1. 擬制論 (fictio), 2. 法曹身分の形成と法学の発展について指導し、大学院では、ゼミでドイツにおける固有法学の形成・発展を指導し、講義では、H. Weller のドイツ法史における先例拘束についての貴重な研究や R. Schulze の一連の「立法史」に関する論考を講読している。

# 川村正幸（教授・商法）

## I 従来の研究成果

## II 今後の研究計画

今後も国際政治の理論を用いて、国際機構の政治過程を主に研究するつもりである。

## III 教育活動

担当講義は「国際機構論第2」。総論として、覇権安定の理論、国際レジーム論等、国際政治の理論を紹介したのち、各論として、IMF・世界銀行、国連、EC、多国籍企業等の活動、およびこれらの国際政治における役割を検討する。ゼミでは国際政治の理論、およびこれを用いた実証分析の論文を読み、国際政治を見る眼を養うとともに、実証分析の方法論を身につけることを目的としている。大学院では、担当の「国際関係論特殊問題第3」において、国際体系に関する理論を検討している。

## 勝田有恒（教授・西洋法制史）

### I 従来の研究成果

61年5月から学部長に就任し、学寮問題、学長発令問題、さらに入試委員長として、雑務に忙殺されたため、当初予定していた僅かの研究プランをさえこなすことができず、いうなれば研究者としての業績は皆無に近い。そして他学の方々に失礼もしてしまった。こう述べるなら、まさに弁解ということになるが、この法学部教官の研究・教育報告を実施に移した責任者として、少ないながらも、この期間の仕事について報告しなければならないであろう。

61年4月京都のゲーテ協会で開催されたシンポジウム「法学的・文学的ゲルマニステックのアンビヴァレンツ」において、法学的部分について、ケルン大学のルーイック (K. Luig), フライブルグ大学のクレーシェル

観念についてまとめたい。1988年秋からフランスで在外研究を行なう予定である。

### III 教育活動

憲法第一（人権）、憲法第二（統治機構）、比較憲法第二（シェースの憲法思想）、憲法特殊問題第一（憲法学と最近の国家論）、憲法特殊問題第二（コンディヤックの人権論）。

### IV その他の研究・教育関連活動

憲法理論研究会事務局責任者（1984年11月～1986年10月）

## 大芝 亮（助教授・国際関係論・国際機構論）

### I 従来の研究成果

専門は国際政治学・国際機構論。特に国連の財政問題、および世界銀行の資金配分過程の分析を行っている。前者に関する成果は以下の通りであり、後者に関しては現在分析結果をまとめている段階である。

「国連の財政問題——国連通常予算と UNDP 財政を中心に」（財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団『国連を改造する』（世界の動き社、1986年）。

「国際組織と日本の新たな対応」（共同研究）（岸田純之助他編『1990年代の日本の課題』、三省堂、1987年）。

以上の他に、主に2つの共同研究に従事している。1つは、日本における国際政治学の研究動向に関する調査・分析であり、その成果を1988年8月に国際政治学会世界大会（開催地米国）において報告する予定である。もう1つは、朝河貫一（イエール大学教授、1873-1948）という在米日本入学者の書簡編集である。日本では余り知られていないが、日露戦争から太平洋戦争の勃発、そして占領に至るまでの時期に、日米関係の改善のために努力した朝河の思想・行動を研究するものである。

## II 今後の研究計画

1989 年はモンテスキューの生誕 300 年、フランス革命後 200 年に当たる。イギリスも名誉革命によって成立した権利章典の 300 年記念を迎える。この年までに従来のモンテスキュー研究に一応の区切りをつけたいとかねてから考えていたが、それはどうもおぼつかない。しかし、『法の精神』の翻訳の後始末として、1988 年の秋には「岩波市民セミナー」で講演し、その内容を『岩波セミナーブックス』の一巻にまとめる予定ではいる。同時に、モンテスキューの思想の原点をなす『ベルシャ人の手紙』（岩波文庫）の翻訳も間に合わせたい。社会科学であるとともに文学的、哲学的でもあるこの作品の邦訳は多年の念願であった。もっとも、それより前に、古代から現代にいたる代表的な法思想の原典に即した『法思想史』（東京大学出版会）を完成させなければならない。教科書的な通史ではあるが、法哲学上の諸問題の根元にある自由と権力、自然と人為をめぐる考察をアリアドネーの糸として辿るつもりである。なお前途多難であるけれども、約束の期限はもう 2 年も前に過ぎている。

## 浦田一郎（教授・憲法）

### I 従来の研究成果

- ①著書 『シェースの憲法思想』、勁草書房、1987 年 3 月
- ②論文 「自衛権論が意味するもの——立憲主義とのかかわりにおいて」  
『法律時報』1987 年 5 月号
- ③その他「学界展望・憲法」『公法研究』48, 49 号, 1986 年 10 月, 1987 年 10 月
- 「国民主権と国民代表」『法学セミナー』1987 年 5 月号

### II 今後の研究計画

憲法的公共性に関する研究として、まずフランス警察法における「公序」

## 上原行雄（教授・法哲学）

### I 従来研究成果

多年の課題であったモンテスキュー『法の精神』の共訳が完成した（全3巻、岩波書店、1987～88年）。原註もすべて訳出した点で初の完訳である。かなり詳細な訳註も付した。「civil の概念と訳語に関する覚え書」（『一橋大学社会科学古典資料センター年報』No. 7, 1987年）は、その副産物的な雑文である。法哲学の理論的研究としててがけてきた自由意志論については、「非決定論と自由の構図素描」（上原・長尾編『自由と規範』、東京大学出版会、1985年）で一応の方向を見定めたまま、目下は沈思黙考。道徳的・法的な責任論にかかわるこの問題が、つきつめれば人間観や世界観に帰着し、なお周到な検討を要請するからである。

やや専門外のことに属するが、1986年の4月末から5月にかけて、トルコのユネスコ委員会主催の政教分離に関する国際シンポジウムに招待され、初日には、スイス、ベルギー、エジプトの各代表者の報告を司会、翌日には、“La situation de la laïcité au Japon”と題する報告をした。司会も報告も能力を心臓で補うという体のものであったが、政教問題に関する日本の歴史や資料（憲法、神道指令など）に対する関心は高く、多くの質問を受けた。開催地のアンカラから東西文明の接点イスタンブールへエクスカッション、その後は単独で哲学発祥の地ミレトスからサモス島、エーゲ海を横断してアテネを訪れ、古代哲学の匂いを嗅いできた。

1987年の8月には、神戸でIVR（Internationale Vereinigung für Rechts-und Sozialphilosophie）の世界大会が開催され、これには主催者の一員として参加。組織委員、実行委員としての役割のほか、“Conflicts of Legal Cultures”を主題とするワーキング・セッションの運営を担当した。

である。後者については、既に研究成果の一部を発表した（下記①）。

## （２） 共同研究

(1) 国際破産の比較法的・実証的研究（代表者・竹下守夫）、(2) 仮差押・仮処分法改正のための実態・意見調査と提言（代表者・松浦馨）、(3) 都市再開発における共同化問題と信託及び空間開発権に関する研究（代表者・高本文雄）、の各研究プロジェクトに参加した。下記②は、(2)の共同研究の一環として、法務省の「仮差押及び仮処分制度に関する改正試案」につき意見を述べたものである。下記③は、(3)の共同研究の成果である。

## （３） 公刊された論文等

①「西ドイツの倒産手続における労働者の処遇」判例タイムズ 642号・644号

②「審尋について」判例タイムズ 639号

③ 総合研究開発機構『都市再開発における共同化問題と信託及び空間開発権に関する研究』

④ 宮脇・井関・山口編『注解会社更生法』108条～112条ノ2

⑤ 浦野編『基本法コンメンタール・民事執行法』154条～160条

⑥「既判力の作用——遮断効と提出責任」小山・中野・松浦・竹下編『演習民事訴訟法』

⑦「紹介・松本博之著『証明責任の分配』」法学教室 87号

## Ⅱ 今後の研究計画

団体訴訟及び倒産法改正作業について、比較法的研究の成果をまとめて発表する。また執行法、特に債権執行の分野での従来の研究を継続・発展させる。

## Ⅲ 教育活動

昭和61年度は、海外研修のため授業を担当しなかった。62年度は、学部前期課程で特殊講義（2単位）、後期課程で民事訴訟法第3（4単位）、大学院で民事訴訟法特殊問題第2（2単位）の各講義を担当した他、学部・大学院で演習を担当した。

## 『研究教育活動報告』

論」においては、「リース取引と倒産」という報告を行った。

## II 今後の研究計画

今後の研究計画として、まず倒産処理法に関するものとしては、会社更生法について、財産評価、更生計画における弁済率の基準あるいは評価益・債務免除益に対する課税など、いくつかの重要な問題について論文を発表し、その上で、会社更生および和議法についての体系書の完成を目指したい。

また、判決手続および執行手続に関しては、性差別をめぐる訴訟における立証問題、あるいは判決の執行手続に関心をもっている。

## III 教育活動

昭和 61 年度の学部講義では、民事執行法、昭和 62 年度には、民事訴訟法を担当した。ゼミナールにおいては主として判決手続における解釈問題を扱っている。前期においては、従来は、特殊講義を開講してきたが、昭和 63 年度は、消費者信用についての法規制をテーマとして、ゼミナールを開く予定である。

大学院では、昭和 61 年度は、倒産税法に関するゼミナールを開講し、62 年度は、性差別訴訟における立証問題をゼミナールにおいて研究した。

# 上原敏夫（助教授・民事訴訟法）

## I 従来の研究経過

(1) 昭和 60 年 6 月より 61 年 11 月まで、フンボルト財団給費留学生として、ドイツ連邦共和国フランクフルト大学に滞在し、ヴォルフ教授の下で、広く比較法的視点から、ドイツの司法制度、訴訟理論等について研究した他、ドイツ法系民事訴訟法担当者会議やドイツ法曹大会に出席し、諸教授との親交を深めた。海外研修中、特に関心をもったものは、助手論文以来のテーマである団体訴訟の制度と、現在進行中の倒産法改正作業と

び国際法学会秋季大会で報告した。またアメリカ学会（日本）の英文雑誌の日本人移民・日系市民研究特集号の編集をしている。日本国際政治学会では運営委員として事務の総括責任者をつとめている。

## 伊藤 眞（教授・民事訴訟法）

### I 従来の研究成果

ここ数年間、研究活動としては、破産法、あるいは会社更生法などを中心とする倒産処理法の研究に重点を置いてきたが、その中で破産法に関しては、「破産法」（1988年 有斐閣）の刊行によって一応の区切りをつけることができた。会社更生法については、1984年に刊行した論文集「債務者更生手続の研究」（西神田編集室）に所収の諸論文以降のものとして、「不法行為にもとづく損害賠償債権と破産・会社更生」判例時報1194号174頁（1986年）がある。その他に、竹下守夫教授、上原敏夫助教授らとともに、最近2年間にわたって国際倒産の共同研究を行ってきたが、その成果の一つとして、「アメリカ合衆国における国際倒産一日米関係を中心として」NBL 393号（1988年）を発表した。また、同じく国際倒産に関する研究として、「国際リース契約と国際倒産」リース取引法講座（上）243頁（1987年 金融財政事情研究会）がある。

また、広義の国際倒産に関する問題であるが、累積債務問題の法的解決については、野村基金より研究奨励金をうけて研究中である。

その他に、民事執行手続に関する研究としては、「賃金仮払いの仮処分 of 失効と不当利得」判例時報1163号191頁（1985年）、「債権差押命令と被差押債権の取立て」ジュリスト876号91頁（1987年）などがある。

学会発表としては、昭和61年の民事訴訟法学会シンポジウム「消費者信用と裁判制度」において、「消費者信用と債務整理手続」という報告をなした。また、昭和61年の私法学会シンポジウム「リース取引と私法理

## 『研究教育活動報告』

家事調停（渉外事件のみ）月平均 4～5 件（東京家庭裁判所参与員として）

法制審議会（法例の改正）月平均 2 回（国際私法部会委員として）

## 有賀 貞（教授・外交史）

### I 従来の研究成果

昭和 62 年に『アメリカ史概論』および共編著書『国際関係の変容と日米関係』（いずれも東京大学出版会）を出版した。また 61 年～62 年にかけて一橋大学研究年報『法学研究』および Hitotsubashi Journal of Law & Politics に 3 篇の論文を発表した。また『アメリカ革命論』を今年半ばに刊行する。

### II 今後の研究計画

現代米国の政治・対外政策の研究と米国建国期の対外関係史の研究を継続する。現代米国の政治外交の研究については、とくに多民族・多人種社会としての米国の人口動態の特徴とその政治的意味について研究している。また建国期アメリカ外交の研究は従来いくつかの論文を書いていたので、それらを補足して、一冊のモノグラフにまとめたい。

### III 教育活動

講義は主として「外交史第 4」（アメリカ政治外交史）を担当しており、前期では 62 年度には「アメリカ現代史」を講義。63 年度には「国際関係史序説」を講義する予定。演習は国際政治史の研究を内容とする。大学院ではアメリカの対外政策史（とくに第 2 次大戦以降）について演習形式の授業をしている。

### IV その他の活動

昭和 61 年には日本国際政治学会創立 30 周年記念「特別講演プログラム」の責任者をつとめた。昭和 62 年には日本国際政治学会春季研究大会およ

## 浜場準一（教授・国際私法・国際民事手続法）

### I 従来の研究成果

#### （１）論文の執筆（公刊予定のものを含む）

合意の存在を離婚原因とするフランス法の適用と家審法 24 条の審判

ジュリスト 864 号 昭和 61 年 7 月

扶養義務の準拠法に関する法律の制定

ジュリスト 865 号 昭和 61 年 7 月

養親死亡後の養子に対する法定代理権等の準拠法

ジュリスト 898 号 昭和 62 年 12 月

外国法適用の一断面

家庭裁判所月報 39 巻 1 号 昭和 63 年 1 月

相続による損害賠償債務の移転の準拠法（仮題）

ジュリスト 909 号 昭和 63 年 6 月（印刷中）

いわゆる隠れた反致について（仮題）

法曹時報 昭和 64 年 2 月（執筆中）

#### （２）著書・編書（公刊予定のものを含む）

判例コンメンタール 涉外家族法（三省堂） 昭和 63 年 3 月

国際私法概説（青林書林） まだ、約三分の一程度の完成に留まる

判例コンメンタール 国際私法（三省堂）

企画編集（昭和 65 年 3 月公刊予定）

国際私法関係条約集（仮題）（三省堂） 共同編集（各担当者翻訳中）

#### （３）研究報告

不法行為に基づく損害賠償債務の移転可能性に関する抵触法的考察

涉外判例研究会 昭和 62 年 11 月（於 立教大学）

### II その他の活動

『研究教育活動報告』

ら、我々の成業の実情と成果を広く明らかにしてゆこうとするものである。

このような考え方に基づいて、法学部教授会は 1987 年 11 月に、この報告を発刊することを決定したのである。

## 法学部研究教育活動報告の発刊にあたって

法学部長 勝田有恒

もう 20 年以上も前のことになるが、大学紛争の嵐が吹き荒れていた頃、しきりと大学人の自己規律が話題となり、大学自身による改革が取り沙汰されていたことが想起される。しかし一般的に自己改革の企ては、漸次下火になっていることは否めないであろう。本学においても、カリキュラム改革——例えば四年一貫教育——などが提案されたが、こうした改革もその駆動力を失いつつあるように思われてならない。当時法学部内でも、われわれの問題関心、研究目的、それに基づく学術的活動の成果を、学生のみならず広く社会に問いかける必要が議論されていた。こうした考え方に基づいて幾つかの大学で、業績報告のパンフレットが作成されるようになったと推測される。遅ればせながら、本学部においても、このたび法学部研究教育活動報告の公刊が開始されるに至ったことは、まことに喜ばしいことである。

最近いわゆる大学の自己評価と称することが、種々の機関から提案されている。それらは残念ながら、必ずしも個々の大学人が自由な研究者として、自発的に自己の研究教育の実績を、まとめて判り易い形で世に問い、自己反省や自己啓発のための契機とし、将来の研究教育実践を通して、社会への寄与を意図するという、研究者にとって最も適切な訴えの場を創るというものではなくて、大学の自己評価の名のもとに、ひいては大学の管理運営面にまで権力側からの監視ないし統制への途を拓く可能性すら含む、全く異質な方策という側面を備えているように思われる。

我々の意図は、これとは全く関係なく、良心的で自由な大学人の立場か